

大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集公募型プロポーザル（二段階審査方式）実施要領（別添資料） 新旧対照表

別添資料名	変更前	変更後
<p>物件調書（土地）</p>	<p>予定価格 後日公表 大阪港湾局営業推進室開発調整課 大阪港湾局営業推進室販売促進課</p>	<p>予定価格 実施要領記載 大阪港湾局開発部開発調整課 大阪港湾局開発部販売促進課</p>
<p>様式4-1、様式4-2、 様式4-3、様式5、 様式6-1、様式6-2、 様式7、様式8 様式11-1、様式11-2 様式11-3、様式12、 様式13、様式15、様式16</p>	<p>大阪府・大阪市万博推進局長 様 大阪港湾局長 様</p>	<p>大阪都市計画局長 様 大阪港湾局長 様</p>
<p>様式8</p>	<p>当社は、今般、大阪府・大阪市万博推進局及び大阪港湾局（以下「府市」という。）から令和8年1月28日付で案内がありました「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集公募型プロポーザル（二段階審査方式）実施要領」に係る計画提案書を作成することを目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1条（利用の目的）</p> <p>1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。</p> <p>2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を府市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が計画提案を行うにあたり守秘義務対象資料を提供する必要のある者（企業グループの場合は代表企業以外の構成員を含む）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。</p> <p>3 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者が</p>	<p>当社は、「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集公募型プロポーザル（二段階審査方式）実施要領」に係る計画提案書を作成することを目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1条（利用の目的）</p> <p>1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。</p> <p>2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を大阪都市計画局及び大阪港湾局（以下「府市」という。）に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が計画提案を行うにあたり守秘義務対象資料を提供する必要のある者（企業グループの場合は代表企業以外の構成員を含む）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。</p> <p>3 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者が</p>

	かかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。	かかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
様式 11-1	<p>(SPC等の設立)</p> <p>・本募集において、本募集の結果、開発事業予定者に決定された場合は、基本協定書の締結までに、SPC等(「資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)」に基づき設立する特定目的会社又は「会社法(平成17年法律第86号)」に基づき設立する合同会社その他の会社をいう。)を設立の上、本契約を締結すること。</p> <p>また、SPC等の設立が完了したときは、速やかにその旨を大阪府・大阪市万博推進局長及び大阪港湾局長に通知すること。</p>	<p>(SPC等の設立)</p> <p>・本募集において、本募集の結果、開発事業予定者に決定された場合は、基本協定書の締結までに、SPC等(「資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)」に基づき設立する特定目的会社又は「会社法(平成17年法律第86号)」に基づき設立する合同会社その他の会社をいう。)を設立の上、本契約を締結すること。</p> <p>また、SPC等の設立が完了したときは、速やかにその旨を大阪都市計画局長及び大阪港湾局長に通知すること。</p>